**地域包括ケアシステムに関するリーダー推進制度のご案内**

**（令和5年度版）**

現在、日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。６５歳以上の人口が、現在３，０００万人を超え（国民の約４人に１人）、２０４２年にピークを迎え、その後も、７５歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代（約８００万人）が７５歳以上となる２０２５年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

そこで国は、『地域包括ケアシステム』の構築を実現することによって、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的にできるまちづくりを実現し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける姿を目指しています。

上記の状況を鑑み、日本理学療法士協会ではリーダー育成事業を開始しています。山口県理学療法士会も『地域包括ケアシステム』に関わることができる人材の育成を力強く推進していきます。一人でも多くの会員の皆様にご理解いただき、お力添えいただけることを切に願っています。

**一般社団法人 山口県理学療法士会**

**地域包括ケア推進特別委員会**

**平成26年6月23日作成**

**平成27年4月13日一部変更**

**平成28年5月23日一部変更**

**平成29年6月28日一部変更**

**平成30年6月26日一部変更**

**令和元年6月28日一部変更**

**令和2年10月1日一部変更**

**令和3年9月20日一部変更**

**令和4年9月12日一部変更**

**令和5年7月5日一部変更**

**目　　　　次**

１．育成事業　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．推進リーダー（目指すリーダー像）

３．履修要件（手続きの流れ）

４．各手順の詳細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

①登録申請

②e-ラーニング

＜e-ラーニング受講者＞

 ＜e-ラーニング受講免除者＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

＜e-ラーニング受講免除県士会推薦＞

※１．e-ラーニング受講免除対象者

※２．e-ラーニング受講免除県士会推薦条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・４

　　※３．e-ラーニング受講（受講免除）期日について

③導入研修 　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

　　④士会指定事業

＜山口県士会指定事業一覧＞　　　　　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５．新生涯学習制度に伴う変更点について

※問い合わせ先　　　　　　　　　　　　 　・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

　　様式１　士会推薦申請書（地域ケア会議推進リーダー）

　　様式２　士会推薦申請書（介護予防推進リーダー）

　　様式３　推進リーダー士会推薦書

　　様式４　士会指定事業申請書

**１．育成事業**

日本理学療法士協会では、『地域包括ケアシステム』を推進するにあたって、「地域ケア会議」、「介護予防」の２つの施策に重点を置き、地域ケア会議が法定化される平成２７年度を目安とし、地域包括ケアシステムに関わることのできる人材の育成を始めていきます。そのための育成制度として、【地域ケア会議推進リーダー】、【介護予防推進リーダー】の２つの認証コースを設定しました。

平成27年度より、新人教育プログラム修了の方が対象となりました。平成26年度に新人プログラム未修了で推進リーダーを登録された方は、平成30年3月31日までに新人教育プログラムを修了しない場合は、e-ラーニングなどのリーダー取得要件の履修が無効となります。**令和4年4月1日より、登録理学療法士取得済が要件となっております。**

ステップアップとしてフレイル対策推進マネジャー、更なる上位の認定資格である地域理学療法認定理学療法士、介護予防認定理学療法士、地域理学療法専門理学療法士、予防理学療法専門理学療法士取得を目指していただけることを期待いたします。

※本認証コースは、本会会員である理学療法士を対象としています。

**２．推進リーダー（目指すリーダー像）**

【地域ケア会議推進リーダー】

・当面は、地域ケア会議の目的を踏まえた上で、会議に参加し、自立支援に繋げる助言ができる

・最終的には、理学療法士の強みを生かして総合的に地域包括ケアを推進できる

【介護予防推進リーダー】

・理学療法士としての専門性を活かした評価ができる

・効果的な予防プログラムを企画・提案ができる

・多職種や住民との協働による予防プログラムを企画・提案ができる

**３．履修要件（手続きの流れ）**

手順1：マイページから登録申請

手順2：e-ラーニング受講（e-ラーニング受講免除申請はマイページから）

※e-ラーニング受講免除の詳細はｐ３～ｐ５参照

手順3：導入研修会受講

手順4：士会指定事業参加

手順5：資格取得の確認

※履修順序に関する条件

１．士会指定の事業等への参加等の履修は、e-ラーニング及び導入研修の受講歴の影響を受けない。

２．導入研修を受講する場合、必ず事前にe-ラーニングを修了していること。

いずれの順序も可能

**４．各手順の詳細**

**①登録申請**

マイページより、地域ケア会議－リーダー登録を選択

登録するリーダーを選択（地域ケア会議推進リーダー・介護予防推進リーダー）

**②e-ラーニング**

**＜e-ラーニング受講者＞**

マイページの受講申込登録より、e-ラーニング受講申し込みを行います。申し込みが完了しましたら、マイページより、ログインしていただき、e-ラーニングを受講ください。

各推進リーダーで定められているテーマの受講が完了いたしますと、マイページのメニュー欄の「推進リーダー履修要件」欄に修了の有無が反映されますのでご確認ください。受講費用は半年間受講可能で、それぞれ下記の通りです。

【地域ケア会議推進リーダー】

（内容）

　①介護保険の仕組みについて

１．介護保険の成り立ち

２．介護保険サービス利用までの流れ

３．介護保険で使えるサービスと利用料 など

②介護保険サービスについて

１．介護保険給付と予防給付の具体的な内容

２．介護予防サービス

３．施設サービス など

１テーマ６０分の内容で、２テーマの受講となります。 受講の最後に確認テストを受けて受講修了となります。

【介護予防推進リーダー】

（内容）

①介護予防概論

１．介護予防で活気ある超高齢社会の実現を目指す など

②転倒予防理学療法

１．転倒予防は安心・安全な生活の基盤 など

③高齢期関節痛の予防理学療法

１．痛みを身体的側面、心理社会的側面から理解する など

④認知機能低下予防理学療法

１．認知機能低下の疫学 など

⑤地域づくりによる介護予防論 ～住民運営の「通いの 場」～

１．地域づくりによる介護予防とは など

⑥介護予防事業に関連する行政・計画・関係団体

１．市町村とは？ など

１テーマ約６０分の内容で、６テーマの受講となります。 受講の最後に確認テストを受けて受講修了となります。

**＜e-ラーニング受講免除者＞**

※１（ｐ５参照）の要件に該当する会員は、「e-ラーニング」の受講が免除となりますので、推進リーダー登録後、マイページより申請ください。

**＜e-ラーニング受講免除県士会推薦＞**

※２（ｐ５参照）にてe-ラーニングの受講免除を希望する会員は、地域ケア会議推進リーダーは推進リーダー様式１を用い、介護予防推進リーダーは推進リーダー様式２を用いて申請してください。件名は「e-ラーニング受講免除士会推薦」として、申請先は山口県理学療法士会 地域包括ケア推進特別委員会 委員長宛（末尾の問い合わせ先と同じ）に、メール（spmy6879@aria.ocn.ne.jp）またはFAX（083-941-6901）にてお願いいたします。地域包括ケア推進特別委員会で検討した後に承認を得た会員に対しては、推進リーダー推薦書（推進リーダー様式３）を返送いたしますので前項＜e-ラーニング受講免除者＞に従って、e-ラーニング免除の申請を行ってください。申請書類は紙面にて配布するとともに、山口県士会ホームページにも掲載しています。なお、３週間以内に返信がない場合は、届いていない可能性もありますので、お手数ですが電話での問い合わせをお願いいたします。

**※１．e-ラーニング受講免除対象者**

【地域ケア会議推進リーダー】

・士会指定事業に参加の経験があり、かつ士会からの推薦がある会員**※３**

・地域理学療法認定理学療法士

・ケアマネジャー資格所有者

【介護予防推進リーダー】

・士会指定事業に参加の経験があり、かつ士会からの推薦がある会員**※３**

・介護予防認定理学療法士

・ケアマネジャー資格所有者

**※２．e-ラーニング受講免除県士会推薦条件**

新人教育プログラム修了を前提とし、(1)士会活動、(2)地域包括ケア関連活動の各項目で１項目以上該当する会員を対象とします。各活動の参加証明においては地域包括ケア推進特別委員会より担当部へ確認をいたします。訪問リハビリ管理者研修会受講においては、修了証を添付いただけるようお願いいたします。

(1)士会活動（平成3年度・令和4年度）

・総会（通常総会のみ）出席

・理学療法週間事業

・高校野球サポート

・海響マラソンサポート（ボランティア）

・防府読売マラソンサポート

・地域リハビリテーション活動（ブロック）　※受講者は除く

・健康フェスタ等への参加（県士会関連）

・障害者自立支援認定審査会委員

・士会役員（理事・監事・部長・部員）

・士会事業運営スタッフ（県学会準備委員、研修会運営スタッフ　等）

・その他（地域包括ケア推進特別委員会にて検討）

(2)地域包括ケア関連活動（令和4年度・令和5年度）

・地域包括ケア研修会（導入研修会・地区勉強会は除く）参加

・令和4年度・令和5年度在宅チーム医療を担う人材育成事業（リーダー研修会）受講

・訪問リハビリ実務者研修会受講

・訪問リハビリ管理者研修会受講

・介護保険認定審査会委員

・山口県地域連携推進リハビリ専門職養成研修会参加（フォローアップ研修会含む）

・その他（地域包括ケア推進特別委員会にて検討）

**※３．e-ラーニング受講（受講免除）期日について**

e-ラーニングは導入研修会の前日までに修了していただけるようお願いいたします。導入研修会を先に受講されますと、e-ラーニング受講後に再度導入研修会の受講が必要になります。また、e-ラーニング受講免除者は導入研修会の7日前までに協会へ申請手続きを行ってください。e-ラーニング受講免除の県士会推薦者は、前述を勘案しまして導入研修会の10日前までに、山口県士会 地域包括ケア推進特別委員会 委員長宛に申請書（推進リーダー様式１または２）を送付してください。

**③導入研修**

令和5年度は地域ケア会議推進リーダー、介護予防推進リーダー導入研修会を各１回開催する予定にしています。受講料は1,000円となります。

基本的には山口県士会会員は山口県で受講、他県士会開催の研修会は当該士会の判断にて受講可否が決定されます。

受講希望者は、他の研修会と同様、マイページより申し込みます。マイページの『受講申込登録』からお申し込みいただき、登録者には、協会から登録完了のご連絡と受講方法等のご案内をいたします。受講が完了した後は、リーダー資格取得要件の『導入研修』欄に受講修了の有無を表記します。

**④士会指定事業**

対象は令和5年度の活動とします。山口県士会会員は、下記の山口県理学療法士会と関連する活動が対象になります（他県士会指定事業は無効）。地域ケア会議推進リーダー、介護予防推進リーダーの両方を取得される場合は、推進リーダーごとに士会指定事業が必要となります。また、e-ラーニング受講免除対象者で士会推薦を受けた場合は、e-ラーニング受講免除申請をした士会活動及び地域包括ケア関連活動（※２）と重複することはできません。

＜山口県士会指定事業一覧＞

・総会（通常総会のみ）出席

・理学療法週間事業

・高校野球サポート

・海響マラソンサポート（ボランティア）

・防府読売マラソンサポート

・地域リハビリテーション活動（ブロック）　※受講者は除く

・健康フェスタ等への参加（県士会関連）

・障害者自立支援認定審査会委員

・介護保険認定審査会委員

・士会役員等（理事・監事・部長・部員）

・地域包括ケア研修会（導入研修会・地区勉強会除く）参加

・訪問リハビリ実務者研修会受講

・士会事業運営スタッフ（県学会準備委員、研修会運営スタッフ　等）

・その他（地域包括ケア推進特別委員会にて検討）

推進リーダー様式４に必要事項記載の上、山口県士会 地域包括ケア推進特別委員会 委員長宛に、メールまたはFAXにて送付ください。件名は「県士会指定事業」でお願いいたします。

山口県士会よりシステムへの手続きは事務処理の関係上、３月に１度となります。申請時期により手続きの処理が遅くなる旨、ご了承ください。事務処理が終了すると、マイページのメニュー欄にある「推進リーダー履修要件」欄に履修履歴が反映されます。

※①登録申請、②e-ラーニング、③導入研修、④士会指定事業の参加までの要件を満たした方は、マイページのトップ画面の「推進リーダー取得状況」が『済』となります。

資格取得の証明書として、会員は、マイページより証明書をダウンロードできます。

５．制度変更に伴う会員の対応の変更点（2022年4月）

(1) 会員が受ける制度変更による影響

 　会員の資格取得別に制度変更に伴う影響は以下のとおりとなる。

A 2021年度に推進リーダーを取得済の会員

→継続して推進リーダーを取得とみなす。

B 2021年度時点で推進リーダーを取得していないが登録理学療法士に移行予定の会員

→2022年度以降、いつでも推進リーダーの登録申請が可能となる。

C 2021年度時点で登録理学療法士に移行予定ではないが推進リーダーを登録申請済・

または履修中の会員

→2022年度以降、引き続き推進リーダーの履修を継続できる。

D 2021年度時点で登録理学療法士に移行予定ではなく推進リーダーの登録申請もして

いない会員

→2022年度以降、推進リーダーの登録申請のために登録理学療法士の取得が必要と

なる。

（2）2022年度以降に推進リーダーを取得希望の場合に必要な対応

A 登録理学療法士未取得の場合は、登録理学療法士の取得が望ましい。

B 推進リーダーの申請を行う。

C 継続して推進リーダーの履修を進める。加えて、登録理学療法士未取得の場合は、登

録理学療法士の取得が望ましい。

D 登録理学療法士取得後に推進リーダーの申請を行う。

（3）Dに該当する会員が2022年度から推進リーダーの取得を希望する場合に、今年度

求められる対応について

 　以下２つの要件を満たすことが必要である。

１） 新人教育プログラム修了

２） 推進リーダーの登録申請

**※「地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度」についての詳細は、日本理学療法士協会ホームページをご確認ください。**

協会URL：ttps://www.japanpt.or.jp/privilege/profession/seminar/chiikihoukatsu/#title05



協会ならびに本案内をご確認いただいた上でご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

**※問い合わせ先**

一般社団法人山口県理学療法士会　地域包括ケア推進特別委員会

委員長　綿谷　昌明

TEL　083-941-6900　　FAX　083-941-6901

E-mail：spmy6879@aria.ocn.ne.jp

※FAXまたはメールでのお問い合わせの際は、件名に「推進リーダー制度について」と記

載いただけるようお願いいたします。